

令和元年度 第2回機関保証制度検証委員会 議事要旨（案）

1. 日 時 令和2年2月12日（水）15:00～17:00
2. 場 所 独立行政法人日本学生支援機構 市谷事務所4階 役員会議室
3. 議 事
 - (1) 返還金の回収状況の分析
 - (2) 長期財政収支シミュレーション結果の中間報告及び審議
 - (3) 日本国際教育支援協会の事業計画の審議
 - (4) その他

4. 出席者

◎委員

遠藤委員、小田中委員、宗野委員、永井委員、林委員（委員長）、山口委員、奥村委員、大谷委員

◇オブザーバー（文部科学省）

西條学生・留学生課長

○（独）日本学生支援機構（以下、「機構」）

吉岡理事長、永山理事長代理、石川奨学事業戦略部長、前畑債権管理部長、岸債権管理部次長

■（公財）日本国際教育支援協会（以下、「協会」）

雫本機関保証課長

●分析業務受託業者

PwCあらた有限責任監査法人

5. 議事概要

議事に先立ち、機構より以下の説明が行われた。

・第1回委員会における質問事項等について

第1回委員会において委員より提示された質問、意見に対して、機構より資料1及び机上資料1に基づき説明が行われた。

なお、委員との質疑応答は次のとおり。

【入学者数の推移について】

◎ 委員

短期大学の入学者数が大幅に減少しているが、どのような理由が考えられるか。

○ 機構

短期大学に代わり、専修学校を選ぶ傾向があると考えられる。

◎ 委員

短期大学が四年制大学に移行していることも影響しているのではないか。

◎ 委員

ゲームやアニメだけでなく、AIを専攻できる学校が登場する等、専修学校の多様化により積極的に専修学校を選ぶ学生が増えているという能動的意味合いとして捉えることもできるのではないか。

○ 機構

専修学校については、高等学校卒業後すぐに入学するケースと大学卒業後や社会人になってから入学するケースがあり、今回は前者のデータを掲載した。後者であれば、さらに増加傾向にあると推察される。

【長期延滞債権について】

◎ 委員

延滞年数別債権数及び債権額のデータを見ると、「延滞8年以上」の件数、金額がかなり大きい。機構として長期延滞債権の回収にどのようなスタンスで臨んでいるのか。

○ 機構

基本的な考え方としては、延滞に陥らないようにし、延滞に至った場合は早期回収に努めている。長期延滞になったとしても、分割返還等で回収し、機構からの督促に応じない場合は法的措置等による回収を行う。また、破産や行方不明のケースについても、適切な処理を行っている。奨学金は月賦等による割賦返還であり、例えば延滞8年のケースでも、当初の返還年数が15年や20年に及ぶ場合があることから、返還期限未到来の部分もある。延滞8年以上となっても「回収できない」ということではないため、未到来分を含め、しっかりと回収していきたい。

・令和2年度奨学金事業予算案について

機構より、机上資料2に基づき説明が行われた。

なお、委員との質疑応答は次のとおり。

◎ 委員

学生数に対する想定貸与率のデータを見ると、学部37%、大学院修士課程41%に比べ、博士課程は23.4%と低いが、経年的に減少傾向にあるのか。

○ 機構

以前は50%程度であったが、徐々に下がってきた。近年の傾向については確認の上、次回委員会で報告する。

○ 機構

博士課程については全体の3、4割が社会人学生であり、この構成が貸与率に影響していると思われる。

・ 議事（1）返還金の回収状況の分析

機構及びPwCあらた有限責任監査法人より、机上資料3及び机上資料4-1に基づき説明が行われた。

委員との質疑応答は次のとおり。

【返還金回収状況】

◎ 委員

新規返還者の初年度返還金回収率（令和元年度12月現在）を見ると、機関保証48.4%に対し、人的保証50.6%とあり、2%差ではあるが、大きな違いとも捉えられる。

◎ 委員

一方、返還金回収状況を全体のデータで見ると、機関保証は代位弁済請求額が回収額に含まれるため、新規返還者の場合とは逆に、人的保証より高い回収率になっている。また、机上資料1の「延滞年数別債権者数及び債権額」のデータでも、延滞8年以上には機関保証債権は含まれない。当委員会で検証するのであれば、機関保証に限った数字で見たほうがよいだろう。

【救済措置（返還期限猶予・減額返還）に関する分析について】

◎ 委員

減額返還と返還期限猶予の利用率は、申請件数と承認件数のどちらを基準としているか。

● 分析業務受託業者

承認件数を基準としている。

◎ 委員

もし申請したものの書類不備等により手続が完結しない者が多いのであれば、不備返送後のフォローをさらに強化し、回収につなげていってはどうか。

◎ 委員

不承認、不備の件数はどの程度か。

○ 機構

基準を満たさず不承認となる件数が2,000超、不備により再提出を求める件数が約25,000である。不備については、追完により承認されることが多いが、追完せずに延滞が進み、法的措

置に至る場合もある。今年度は不備照会中の者に対しショートメールにて再提出の督促を試行的に行っており、効果を見ながら今後の方策を検討しているところである。

◎ 委員

今年度と昨年度とを比較すると、返還期限猶予は利用率が低下し、減額返還は横ばいとなっている。減額返還よりも返還期限猶予を優先して申請するため、利用率も増加するのではないかと思うが、この差異をどのように捉えているか。

○ 機構

返還期限猶予の場合、猶予期間中は全く返還しないため、少しずつでも返還したいという意思がある場合、減額返還を利用することになる。2分の1減額に加え、3分の1減額が可能となったことも利用増の要因であると見ている。

◎ 委員

減額返還と返還期限猶予で、提出書類に違いはあるか。

○ 機構

提出書類については違いがないが、承認基準に差がある。給与所得者が経済困難事由により願出する場合、減額返還は年間収入金額（税込）325万円以下が承認基準であり、返還期限猶予は300万円以下である。

◎ 委員

マイナンバーについては、どちらも提出要件としているので、利用率の差に直接影響しないと思われる。減額返還申請者は、2分の1でも3分の1でも返還したいという返還に向けた意思が強いため、不備があっても追完し、手続を完了させる一方、返還期限猶予申請者は返還意識がやや乏しいため、不備が発生した場合に途中で手続をあきらめてしまう者が相当数おり、結果として承認件数が減少していることが推察される。試行している不備照会中の者に対するショートメールでの再提出の督促の効果をよく検証されたい。

◎ 委員

返還期限猶予の承認基準は一律であるが、返還総額の多少により差をつけたほうが返還者にとっては親切なのではないか。もっとも、機構の事務作業が膨大になることが懸念される。

返還期限猶予と減額返還の利用率を月別に示したデータがあるが、月別とした意図は何か。昨年度と今年度の任意の月の累積を比較すればいいのではないか。

● 分析業務受託業者

直近の傾向を把握するため、2019年度のデータでいえば、返還期限猶予は減少傾向の底が見え、減額猶予は横ばいから若干上昇していることが読み取れる。

◎ 委員

手続を申請してから承認されるまでにはどれくらいの期間がかかるか。

○ 機構

返還者には、制度の適用を希望する月の3か月前を目途に申請し、事前に承認を得るよう指導している。3月卒業者の場合、返還開始が10月のため、8月の承認件数が多い。

◎ 委員

返還開始前の申請を受け、承認件数が8月にピークを迎え、その後いったん減少し、10月の返還開始以降、事後の申請に基づく承認件数が徐々に増えていく。月別に示すことで、このような傾向が見えるのではないか。

◎ 委員

近年、自然災害が非常に多いが、被災者に対し、返還期限猶予や督促の一時中断等の特別措置を行っているか。

○ 機構

自然災害が発生した場合、緊急・応急採用の案内や返還期限猶予の手続について、ホームページやプレスリリースにより、速やかに周知している。督促については、災害救助法が適用された時点で、督促架電やサービサーの回収委託を一旦中断し、状況を見つつ再開するようにしている。なお、災害による返還期限猶予には、年間収入金額300万円以下といった制限を設けていない。

・ 議事（2）長期財政収支シミュレーション結果の中間報告及び審議

PwCあらた有限責任監査法人より、机上資料4-2に基づき説明が行われた。
委員との質疑応答は次のとおり。

【破産率について】

◎ 委員

短期的にみると、破産率の上昇に伴い、代位弁済額も大きくなるとの印象があるが、破産率を+5%としたシナリオにおいては、代位弁済額が基本シナリオの代位弁済額と同額となっている。代位弁済額も大きくなる方向でシナリオを作成した方が実体に則すのではないか。

● 分析業務受託業者

代位弁済率について、過去分については実績値を用い、将来分についてはハザード関数により推計している。実績値には破産の影響が含まれているため、将来分の推計値にも破産による影響が一定程度反映されている。しかし、破産の影響は長期に及ぶものであるため、基本シナリオでは将来像を正確に織り込めていないおそれがある。そこで、破産の影響に関しては、別途、代位弁済率が1.1倍となった場合のシミュレーションにより示すこととした。

◎ 委員

破産率が上昇した場合、代位弁済額はどのように推移するか。

- ◎ 委員
破産が増えると代位弁済額は増える。
- ◎ 委員
代位弁済額から破産額を除き、代位弁済後回収率を算出しているが、どのような意味があるか。
- 分析業務受託業者
過去の委員会においても実施してきたシミュレーションを連続性の観点から踏襲するため、破産額を除くこととしている。
- ◎ 委員
破産額を除かないと、どのような形になるか。
- 分析業務受託業者
回収率が大幅に低くなる。
- ◎ 委員
2020年度以降の破産率について、2019年度の破産率が横ばいで推移する想定にしているのはなぜか。
- 分析業務受託業者
破産率がどこまでどれくらい上昇するかを推計する根拠がないことから、破産率が横ばいとなると仮定して基本シナリオを作成した。
- ◎ 委員
代位弁済された債権のうち、破産に至るケースは一定数に限られるのではないか。
- ◎ 委員
個人の自己破産申立件数は、2003年度がピークで約24万件、2015年度には7万1500件程度まで減少し、そこから徐々に増加し、2018年度は8万件程度となっている（司法統計 民事・行政平成30年度 1-2 新受件数の推移）。奨学金債権における破産率の推移と一般の裁判所の破産申立件数の推移との相関については、具体的なデータを見ないと分からない。
- 機構
機関保証債権のうち受任通知が接致した件数を見ると、2017年度は前年度比60%増であったが、2018年度は前年度比10数%増であり、若干落ち着いている状況ではある。
- 機構
一般の破産と奨学金債権における破産の相関や機関保証債権における破産の動向については確認する。
- ◎ 委員
本資料の破産率は、法的措置に至った破産件数によるものか、受任通知を受けて債務整理を

行ったケースも含むか。

○ 機構

法的措置に至った破産件数のみによるものである。

◎ 委員

代位弁済後回収率の累計データでは将来的に 60%程度回収可能と想定しているが、破産率などの程度回収率に影響してくるだろうか。

● 分析業務受託業者

代位弁済後回収率は 10 年目までは過年度実績を採用し、11 年目以降は推計値であるため、将来的な回収率の伸びについては不確実性を含むところである。

【給付型奨学金拡大の影響について】

◎ 委員

第二種奨学金の新規貸与者一人当たりの貸与金額が減少すると予測している理由は何か。

● 分析業務受託業者

給付型奨学金拡大により併給制限のない第二種奨学金の貸与を受ける者が増加する一方、併給する者は給付奨学金の受領により第二種奨学金の貸与月額が低くなると想定しているため、一人当たりの貸与金額は減る予測となっている。

◎ 委員

給付奨学金拡大の影響に係るシミュレーションでは、今まで貸与奨学金を受けていた層が給付奨学金を受けると予想されることから貸与人員が減少し、保証料残高が昨年度までに行ったシミュレーションに比べて減少する試算結果となっている。中長期的にみても保証料残高が減少する予測となっており、給付型奨学金拡大の影響により、従来の予測と大きく変わっているという印象を受けた。

● 分析業務受託業者

将来のところは不確実性が高く、代位弁済率や代位弁済後回収率の推移も読みきれない部分があるものの、直近の 2020 年度は一人当たりの貸与金額が減る予測により、保証金残高の減少を見込んでいる。

・ 議事（3）日本国際教育支援協会の事業計画の審議

協会より、机上資料 5-1、机上資料 5-2 及び机上資料 5-3 に基づき説明が行われた。委員との質疑応答は次のとおり。

◎ 委員

債務者に寄り添った返済支援という説明があったが、協会には機構と同様、返還期限猶予制度はあるか。

■ 協会

返済期限猶予制度があり、返済猶予を申請し、経済状態が回復した後に返済を開始することが可能である。

◎ 委員

財政収支シミュレーションの結果から考えると、抜本的な回収策を講じる必要があると思われる。

◎ 委員

収支資金ベースの事業計画を見ると、劇的に悪化しているような印象を持つ。施策全体を見直し、例えば保証料率を上げるなど、抜本的な改革をせざるを得ないのではないか。

◎ 委員

従来にない状況となっており、この場ですぐに対応策を出すことは難しい。来年度の事業計画に異論はないということで、協会には原案通りに進めていただきたいと思います。

(以上)